

佐久市訓令第6号

本庁内部部課

出 先 機 関

「佐久市被服貸与規程の一部を改正する規程」

を別紙のとおり定める。

令和8年8月21日

佐 久 市 長

柳 田 清 二

佐久市被服貸与規程の一部を改正する規程

佐久市被服貸与規程（平成１７年佐久市訓令第１８号）の一部を次のように改正する。

第７条中「事務服については人財課長、その他の被服等」を「被服」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条、第５条関係）

貸与の範囲（職員）	種類	数量	貸与期間	備考
土木の作業・清掃の作業に従事する職員	作業衣	着以内 2	年 1	
一般事務職員で、必要に応じ現場業務に従事する職員	作業衣	1	3	
保健師等の業務に従事する職員	作業衣	2	1	
保育の業務に従事する職員	保育服			
	夏服	2	1	
	冬服	2		
給食の作業に従事する職員	白衣	2	1	
学校の養護の業務に従事する職員	白衣	2	1	

（備考）１ 防寒着（上）は、貸与期間を在職期間として貸与する。

２ 防寒着（下）及び表中に記載のない被服については、その職務の実態に応じて特に必要と認められる場合に限り、人財課長と協議の上、これを貸与することができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

被服貸与簿

氏名								
品名	数量	貸与年月日	受領者		返納年月日	扱者		備考
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		
			☐			☐		

（注）貸与品の状況について、この貸与簿により整理すること

附 則

この規程は、訓令の日から施行する。